（限度額適用・標準負担額減額の認定）

第百十条の六　令第二十三条の三の五第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはヘ、第三号ホ若しくはヘ若しくは第四号ロ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）の規定による組合の認定又は同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定（令第二十三条の三の四第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）は、次に掲げる事項を記載した書類を、組合に提出しなければならない。

［一　略］

二　組合員証（認定を受けようとする者が被扶養者であるときは、組合員被扶養者証を含む。）の組合員等記号・番号又は個人番号

［三～六　略］

［2～5　略］

6　認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、第百四条第一項に規定する方法又は第百八条第一項に規定する方法により組合員であることの確認を受ける場合（第百十条第一項の規定により読み替えて準用する第百四条第一項に規定する方法又は第百十条の二第二項の規定により読み替えて準用する第百八条第一項に規定する方法により被扶養者であることの確認を受ける場合を含む。）において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。

［7　略］

（高額介護合算療養費の決定の請求等）

第百十条の七　申請者（法第六十二条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする基準日組合員をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。

一　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二～五　略］

（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第百十条の八　法第六十二条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする者（令第二十三条の三の六第三項から第五項まで及び第七項に規定する組合員であつた者をいう。以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。ただし、次項第四号に掲げる額が零である場合にあつては、この限りでない。

一　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二～五　略］

2　組合は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項に規定する場合又は第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

一　組合員証の組合員等記号・番号

［二～六　略］

［3～5　略］

（限度額適用・標準負担額減額の認定）

第百十条の六　［同上］

［一　同上］

二　組合員証（認定を受けようとする者が被扶養者であるときは、組合員被扶養者証を含む。）の記号及び番号又は個人番号

［三～六　同上］

［2～5　同上］

6　認定を受けた者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとするときは、限度額適用証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。

［7　同上］

（高額介護合算療養費の決定の請求等）

第百十条の七　［同上］

一　組合員証の記号及び番号又は個人番号

［二～五　同上］

［2～6　同上］

（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第百十条の八　［同上］

一　組合員証の記号及び番号又は個人番号

［二～五　同上］

2　［同上］

一　組合員証の記号及び番号

［二～六　同上］

［3～5　同上］